

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」運営に係る評価委員会設置要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市が船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」の活動についての評価を実施するため、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」事業実施要領第12条に基づく、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」運営に係る評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管とする。

- (1) 「保健と福祉の総合相談窓口」の事業実績を把握・助言し、「保健と福祉の総合相談窓口」の効率的な運営を支援すること。
- (2) 事業委託の取消事由に該当するなど、「保健と福祉の総合相談窓口」が適正な活動を行えない場合は、船橋市に対し意見し、または改善勧告を要請すること。

(組織)

第3条 委員会は10名で組織し、内訳は別表のとおりとする。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長等)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員による互選とする。

3 副委員長は委員長の指名により、これを定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

5 委員に事故があるとき又は欠けたときは、委員長が指名するものがその職務を代理する。

6 委員は、会議に出席ができないときは、代理者を出席させることができる。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を進行する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

5 委員会の会議における内容は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条の定めるところによる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を、漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

（災害補償）

第7条 外部委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課が行う。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

		役職
外部委員	①	学識経験者 1 名
	②	地域福祉計画策定委員会委員又は 地域福祉計画推進委員会委員のうち 2 名
内部委員	③	児童家庭課長
	④	地域包括ケア推進課長
	⑤	健康政策課長
	⑥	障害福祉課長
	⑦	地域福祉課長
	⑧	生活支援課長
	⑨	保健所地域保健課長

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」事業実施要領

(趣旨)

第1条 この事業は、子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」（以下、「総合相談窓口」という。）を設置し、対象を限定することなく、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的とする。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、生活困窮者（法第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援、就労支援を一体的に実施することにより、地域における自立・就労支援等の体制を構築する。

(事業内容)

第2条 この事業は、子ども、障害者、高齢者等の家庭・地域での生活に関する相談と権利擁護を図るため、原則として次の各号に掲げるものについて行う。

(1) 相談事業

総合相談窓口は、子ども、障害者、高齢者など対象者を横断的に捉え、複合的な相談事業を行う。相談等にあたっては、電話だけでなく、家庭等を訪問するなどのさまざまな方法により応じる。

各種福祉サービスの提供にかかわる援助、調整等を行うとともに、相談者に対する支援計画等を策定する。

(2) 権利擁護事業

総合相談窓口は、相談者等の権利侵害の積極的な把握に努め、各種関係機関との円滑な連携のもとに、権利侵害の解消、本人や家族のケアと尊厳の回復、再発防止策を講じる。

(3) コーディネート事業

地域の実情把握に努め、行政をはじめとする公的機関、福祉サービス提供事業者、NPO法人等、各福祉資源等と相談者のニーズをつなげ、必要なサービスを提供できるよう努める。

(4) 法第3条第2項に基づく生活困窮者自立相談支援事業

総合相談窓口は、自立相談支援機関（法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関をいう。以下同じ。）を兼ね、事業の内容は次に掲げるとおりとする。

ア 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、生活困窮者の置かれている状況や生活困窮者の意思を十分に確認した上で、支援の種類、内容等を記載した生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する自立支援計画（以下「プラン」という。）を作成すること。

イ プランの作成後は、プランに盛り込まれた支援を自ら提供するほか、総合相談窓口以外の機関等が提供する支援が適切に行われるよう、関係機関及び関係者との調整及び連携を図ること。

ウ プランに盛り込まれた支援の開始から、その効果を適切に評価するとともに確認しながら生活困窮者の自立を支えていくこと。

(5) 法第3条第3項に基づく生活困窮者住居確保給付事業

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある生活困窮者に対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を実施する。生活困窮者住居確保給付事業のうち、申請書の審査、支給決定等を除く相談・受付業務、受給中の面接等の窓口業務を総合相談窓口が担当する。

(6) 法第3条第4項に基づく生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者の状況と課題を明確にした上で、自立への意欲を喚起させ、自立実現のため、就労訓練実施事業所やボランティア活動団体、協力企業等の各関係機関との連携を図り、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援を一貫して実施する。

(7) 法第3条第5項に基づく生活困窮者家計改善支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援する。

(8) その他、この事業の目的を達成するために必要な業務を行う。

(会議)

第3条 総合相談窓口事業実施にあたり、関係機関等の担当者が互いに情報を共有し、その活用をはかるため、次の(1)、(2)の会議を開催し、生活困窮者へのプラン決定のため(3)の会議を開催する。

- (1) 重層的な課題の解決にあたり必要がある場合には、船橋市福祉サービス部地域福祉課（以下、「地域福祉課」という。）は、総合相談窓口の依頼に基づき関係各課を招集しケース会議を開催する。
- (2) 本事業の推進と周知を図るため、総合相談窓口は市と地域に所在する各種関係機関を招集し、連絡調整会議を開催する。
- (3) 生活困窮者に対するプランを決定するため、総合相談窓口は支援調整会議を開催する。

(区域)

第4条 この事業の区域は、船橋市内全域とする。また、区域をまたいで広域的に対応する事例については、千葉県が設置する各区域の中核地域生活支援センター、他市町村等の自立相談支援機関などと、互いに十分な連携を図りながら活動する。

(設置)

第5条 市は、総合相談窓口を市内に1か所設置する。

- (1) 市は、総合相談窓口業務を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又はNPO法人その他市長が適当と認める者に委託する。
- (2) 総合相談窓口は、市役所本庁舎近隣に委託された法人が設置する。
- (3) 委託された法人は、総合相談窓口の設置・運営に当たっては、独立性や公平性を十分に確保しなければならない。

(組織)

第6条 総合相談窓口には、次の職員を配置しなければならない。

1 第2条(1)～(4)の事業を行う職員

(1) コーディネーター

本事業を行う職員（常勤）を7名以上配置する。

そのうち、第2条(1)~(3)を担当する職員として、社会福祉士の資格を有している者を1名以上、精神保健福祉士の資格を有している者を1名以上配置し、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有している者を合計3名以上配置する。

また、同条(4)を担当する職員として、主任相談支援員を1名以上、相談支援員を2名以上、就労支援員を1名以上配置し、生活困窮者からの相談を受けられる体制を整備する。

(2) (1)のコーディネーターのうち1名を運営責任者とする。

(3) その他、職員を1名以上配置する。

2 第2条(5)の事業を行う職員

(1) 住居確保給付担当者

本事業を行う職員(常勤)を1名以上配置する。そのうち1名は社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント又は産業カウンセラーの資格を有している者その他これに準ずる者を配置する。

(2) (1)の住居確保給付担当者のうち1名を運営責任者とする。

3 第2条(6)の事業を行う職員

(1) 就労準備支援担当者

本事業を行う職員(常勤)を2名以上配置する。

そのうち1名はキャリアコンサルタント又は産業カウンセラーの資格を有している者その他これに準ずる者、1名は社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有している者を配置する。

(2) (1)の就労準備支援担当者のうち1名を運営責任者とする。

(3) その他、職員を1名以上配置する。

4 第2条(7)の事業を行う職員

(1) 家計改善支援担当者

本事業を行う職員(常勤)を1名以上配置する。

そのうち1名はファイナンシャルプランナー、消費生活相談員、社会福祉士又は社会保険労務士の資格を有している者を充てる。

(2) (1)の家計改善支援担当者のうち1名を運営責任者とする。

(関係機関との連携)

第7条 総合相談窓口は、自らの機能強化を図るため、相談に係る行政サービスを把握し、地域に存在する各種関係機関との円滑な協力・連携のもとに、地域福祉の拡充に努める。

(台帳等の整備)

第8条 この事業の的確な実施を図るため、相談・指導記録票、その他業務に必要な台帳等を整備し、これを適切に管理しなければならない。

(計画の策定)

第9条 総合相談窓口は、事業の実施に当たり、あらかじめ業務計画を定め、計画的に業務を行う。

(市への報告等)

第10条 総合相談窓口は、相談などの活動状況について定期的に市に報告する。

(調査等)

第11条 市は、総合相談窓口に対して業務の実施状況について、必要に応じて説明若しくは報告を求め、またはこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧し、調査することができる。

(運営に係る評価委員会)

第12条 総合相談窓口の活動について評価するため、市に、運営に係る評価委員会を設置し、委員には外部委員を含めるものとする。

(1) 運営に係る評価委員会は、総合相談窓口の活動実績を分析するため、必要に応じて総合相談窓口に対して聞き取り調査、資料提出を求めることができるものとする。また、総合相談窓口の同意の下で立ち入り調査を行うことができる。

(2) 運営に係る評価委員会は、必要に応じて総合相談窓口へ助言することができるものとする。また、必要に応じて、市に対し総合相談窓口を運営する法人に対する改善勧告を要請できるものとする。

(研修等)

第13条 総合相談窓口従事者は、定期的に必要な研修等を受け、自己啓発に努めなければならない。

また、原則として、厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援制度人材養

成研修に参加しなければならない。

(委託の取消し)

第14条 市は、総合相談窓口が適正な活動を活発に行うため、以下の要件の一に該当する場合は、事業委託期間内においても総合相談窓口事業の委託の取消しを行うことができる。なお、取消しに当たっては、事業者の聴聞を行うとともに、運営に係る評価委員会の意見を聴くものとする。

- (1) 総合相談窓口の事業経費以外への委託費の流用、相談にかかわる守秘義務が守られないなど、適格性に欠けると判断される場合
- (2) 運営責任者が刑事事件を起こした場合
- (3) 市への報告において、虚偽の記載や不祥事・失敗情報の隠蔽など、信義に欠けると判断される行為があった場合
- (4) 活動が著しく停滞し、改善へ向けた意欲や能力に欠けると判断される場合
- (5) その他事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合

(広報)

第15条 総合相談窓口及び市は、この事業が広く利用されるために、事業の周知をはかり、理解しやすいよう工夫した広報活動を積極的に行うものとする。

(秘密の保持等)

第16条 総合相談窓口の運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 総合相談窓口事業実施にあたり、関係機関等の担当者が互いに情報を共有し、その活用をはかることが重要であることに鑑み、原則としてあらかじめ本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。
- (2) 総合相談窓口事業に携わる者は、個人情報の取り扱いについて関係法令を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。また、この契約が終了した後や、職を退いた後も同様とする。

(留意事項)

第17条 この要領に定めるもののほか、事業の実施方法については、船橋市住居確保給付事業実施要領、船橋市就労準備支援事業実施要領、船橋市家計

改善支援事業実施要領、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について（令和2年3月31日付社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別添1自立相談支援事業の手引き、別添2住居確保給付金の支給に係る事務の手引き、別添3就労準備支援事業の手引き、別添5家計改善支援事業の手引き、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について（令和3年2月1日付社援発0201第11号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める自治体事務マニュアル第9版及び住居確保給付金の支給事務の取扱問答を原則として基準とする。

（補則）

第18条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成24年8月1日より施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は令和2年4月21日より施行する。

附 則

この要領は令和2年7月3日より施行する。

附 則

この要領は令和3年2月1日より施行する。

船橋市住居確保給付事業実施要領

(趣旨)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(支給の手続)

第2条 住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）
- (2) 規則第13条に規定する厚生労働省社会・援護局長が定める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した者は、住居を喪失している場合は、入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）及び住居確保報告書（様式5）を、住居を喪失するおそれがある場合は、入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）を、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第3条 市は、規則第10条の規定により住居確保給付金支給の対象者であると認められた場合は、住居確保給付金支給対象者証明書（様式3）を、認められない場合は、住居確保給付金不支給通知書（様式4）を、規則第11条第1項の規定により住居確保給付金の支給額を決定する場合は、住居確保給付金支給決定通知書（様式7-1）を交付するものとする。

2 規則第12条第2項に規定する労働契約により就職した者は、常用就職届（様式6）を市長に提出しなければならない。

(支給額の変更)

第4条 規則第11条の規定により住居確保給付金の月額が、基準額と当該生活困窮者が賃貸する住宅の1月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）となった者に支給額を変更すべき事由が生じた場合の申請様式は、住居確保給付金変更支給申請書（様式1-3）とする。

2 前項の規定により提出された申請に対する支給変更決定は、住居確保給付金変更支給決定通知書（様式7-3）により通知するものとする。

(支給の停止及び再開)

第5条 規則第18条に規定する職業訓練受講給付金を受ける場合は、住居確保給付金支給停止届（様式9-1）を市長に提出しなければならない。また、

支給停止が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給停止通知書（様式9-2）により通知するものとする。

- 2 職業訓練給付金の受給期間が終了する場合の届出様式は、住居確保給付金支給再開届（様式9-3）とし、支給再開が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給再開通知書（様式9-4）により通知するものとする。
（支給の中断及び再開）

第6条 住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合は、住居確保給付金支給中断届（様式10-1）を市長に提出しなければならない。また、支給中断が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給中断通知書（様式10-2）により通知するものとする。

- 2 心身の回復により求職活動を再開できるときは、住居確保給付金支給再開届（疾病又は負傷）（様式10-3）とし、支給再開が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給再開通知書（疾病又は負傷）（様式10-4）により通知するものとする。

（支給の中止）

第7条 規則第12条第2項又は第15条の規定により住居確保給付金の支給を止める場合は、住居確保給付金支給中止通知書（様式8）により通知するものとする。

（支給期間の延長）

第8条 規則第12条の規定により引き続き住居確保給付金を支給することが就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式1-2または様式1-2-2）を市長に提出しなければならない。また、期間延長又は期間再延長が必要であると認められる場合は、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式7-2）により通知するものとする。

（資料の提供等）

第9条 法第22条に規定する資料の提供等は、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（依頼）（参考様式8）により求めるものとする。

（審査請求）

第10条 住居確保給付金に関する決定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）上の処分に該当し、当該処分に不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができる。ただし、住居確保給付金に関する不作為については、市長に対して不作為に係る審査請求を行うことができる。

- 2 審査請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内とする。
- 3 市長は、住居確保給付金に関する処分を行う場合には、処分の相手方（申

請者) に対し、市長に審査請求ができる旨及び審査請求ができる期間を書面で教示(通常は決定通知に記載)しなければならない。併せて、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領は令和2年4月30日より施行する。

附 則

この要領は令和2年7月3日より施行する。

附 則

この要領は令和3年2月1日より施行する。

船橋市就労準備支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第4項の規定に基づき、就労に必要な実践的な知識及び技能が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、又は就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者（法第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの一貫した支援を計画的に実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又はNPO法人その他市長が適当と認める者に、事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として、市内に居住している生活困窮者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること

ア 事業の利用を申請した日（以下「申請日」という。）の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の市民税が課されていない者の収入の額を1.2で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護の住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（100万円を限度とする。）以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者であること

ア 前号ア又はイに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ 前号に該当しない者であつて、前号ア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 市長が事業による支援が必要と認めるものであること。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者の状況に応じて、自立相談支援機関（法3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関をいう。以下同じ。）が作成した生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する自立支援計画（以下「プラン」という。）の内容及び面談等を通じて把握された対象者の意向等を踏まえつつ、事業の支援を効果的かつ効率的に実施するため、対象者が抱える課題、支援の目標及び具体的内容を記載した就労準備支援プログラム（計画書）（第1号様式）を作成すること。
- (2) 就労準備支援プログラム（計画書）に基づく次に掲げる事項
 - ア 日常生活自立に関する支援
対象者の適正な生活習慣の形成を促すため、うがい及び手洗い、規則正しい起床及び就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみ等に関する助言、指導等を行うこと。
 - イ 社会自立に関する支援
対象者の社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等の基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援、地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等への参加支援等を行うこと。
 - ウ 就労自立に関する支援
対象者の一般就労に向けた技法及び知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供、ビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行うこと。
- (3) 支援の実施状況の確認及び就労準備支援プログラム（計画書）の見直しに関する次に掲げる事項
 - ア 就労準備支援プログラム（計画書）に基づく支援の実施状況については、継続的に支援目標の達成状況等の確認を行い、市、自立相談支援機関その他の関係機関と定期的に情報を共有すること。
 - イ 支援実施後の評価を1月ごとに行い、その結果を就労準備支援プログラム（評価書）（第2号様式）に記録するとともに、必要に応じて、就労準備支援プログラム（計画書）の見直しを行うこと。

(支援の実施期間)

第5条 事業による支援の実施期間は、最長1年間とし、就職に伴い本事業の利用を終了した者が、再度本事業を利用することは原則としてできない。ただし、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて本事業を利用することが適当と判断され、本市による法に基づく支援決定を受けた際には、

事業の再利用を妨げない。

(職員の配置)

第6条 事業の実施に当たって、就労準備支援を行う担当者（以下「就労準備支援担当者」という。）を3名以上配置するものとする。

2 就労準備支援担当者のうち、1名以上はキャリアコンサルタント又は産業カウンセラー等の資格を有する者、1名以上は社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者、1名以上はボランティア活動コーディネーターを配置する。

3 就労準備支援担当者は、原則として、厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。ただし、当分の間は、この限りでない。

(個人情報保護)

第7条 事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日より施行する。

第1号様式(第4条関係)

生活困窮者就労準備支援事業 就労準備支援プログラム【計画書】

			作成日
氏名(ふりがな)			
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他()	生年月日	年 月 日 (歳)
自立相談機関によるプラン			
職歴及び資格			
本人の希望			
本人が希望する就労内容 ※本人記載欄			
支援開始時の本人の状況と課題			
①日常生活自立:			
②社会自立:			
③就労自立:			

第1号様式(第4条関係)

長期目標	短期目標	期間	本人のすること	支援内容
① 日常生活自立				
② 社会自立				
③ 就労自立				

最終的な目標設定および支援方針 ※本人と担当者で調整の上

本人同意欄	担当者
-------	-----

※計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行う。

【留意事項】

- ① 所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
- ② 作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
- ③ 所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
- ④ 欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと(実作業時間に応じた手当を支給する場合には、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと)。
- ⑤ 作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

第2号様式(第4条関係)

生活困窮者就労準備支援事業 就労準備支援プログラム【評価書】

作成日	
事業所 担当者	

氏名(ふりがな)	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他 ()
生年月日	年 月 日 (歳)

就労準備支援プラン			評価 (本人と担当者で調整の上)
支援実施日・支援内容	振り返り (本人記載)		
(□月□日～□月□日) (以下、1か月ごとに記載) ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			
(□月□日～□月□日) (以下、1か月ごとに記載) ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			
(□月□日～□月□日) (以下、1か月ごとに記載) ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			
(□月□日～□月□日) (以下、1か月ごとに記載) ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容			

船橋市家計改善支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、家計に問題を抱える生活困窮者（法第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又はNPO法人その他市長が適当と認める者に、事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(事業の対象者)

第3条 家計改善支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する生活困窮者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 失業、多重債務等により、支援を受けることが適当と判断される者
- (2) 家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者
- (3) その他市長が事業による支援が必要と認める者

(事業内容)

第4条 本事業における支援内容は、次に定めるものとする。

- (1) 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

- (2) 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

- (3) 債務整理の支援

多重・過重債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

- (4) 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や用途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、

本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付期間と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(5) その他市長が必要と認める支援

(支援の実施期間)

第5条 支援の実施期間は、原則1年を超えない期間とする。

(職員の配置)

第6条 事業の実施に当たって、家計改善支援を行う担当者（以下「家計改善支援員」という。）を1名以上配置するものとする。

2 家計改善支援員は、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、社会福祉士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーの資格を有する者、若しくはこれらの者と同等の能力または実務経験を有する者とする。

3 家計改善支援員は、原則として、厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。ただし、当分の間は、この限りでない。

(個人情報保護)

第7条 事業に従事する者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。